

立川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 6 月 14 日

提出者 立川市長 清水 庄平

理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運
営に関する基準の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 23 号）等の施
行による。

立川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

立川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年立川市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後			改正前		
(設備の基準)			(設備の基準)		
第28条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。			第28条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。		
(1)～(6) ……略……			(1)～(6) ……略……		
(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。			(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。		
ア ……略……			ア ……略……		
イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。			イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。		
階	区分	施設又は設備	階	区分	施設又は設備
…略…	…略…	…略……	…略…	…略…	…略……
4階以上	…略…	…略……	4階以上	…略…	…略……
上の階	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に掲げる構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は附室（階段室が同条	上の階	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に掲げる構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開く

		<p>第3項第2号に掲げる構造を有する場合を除き、同号に掲げる構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。</p>		<p>ことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に掲げる国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。)を有する附室を通じて連絡することとし、かつ、同項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。</p>
		2及び3略.....	2及び3略.....	
ウ～ク (職員)	略.....略.....	
第29条 2 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 (職員)		前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 (職員)		
第31条 2 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 (設備の基準)		前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 (設備の基準)		
第43条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。		第43条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。		

(1)～(7)略.....	
(8) 保育室等を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。		
ア略.....	
イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。		
階	区分	施設又は設備
…略…	…略…略.....
4階以 上の階	…略…略.....
避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に掲げる構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は附室（階段室が同条第3項第2号に掲げる構造を有する場合を除き、同号に掲げる構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。	
2及び3略.....	

ウ～ク

(1)～(7)略.....	
(8) 保育室等を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。		
ア略.....	
イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。		
階	区分	施設又は設備
…略…	…略…略.....
4階以 上の階	…略…略.....
避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に掲げる構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に掲げる国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する附室を通じて連絡することとし、かつ、同項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。	
2及び3略.....	

ウ～ク

(保育所型事業所内保育事業所の職員)	(保育所型事業所内保育事業所の職員)
第44条略.....	第44条略.....
2略.....	2略.....
3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。
(小規模型事業所内保育事業所の職員)	(小規模型事業所内保育事業所の職員)
第47条略.....	第47条略.....
2略.....	2略.....
3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。
附 則	附 則
第5条略.....	第5条略.....
(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)	
第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の規定による確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができます。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。	
第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校	

教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項に規定する登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項の規定により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。